

# 議会運営委員会

日 時 平成 27 年 10 月 13 日 (火) 午前 10 時 00 分 ~

場 所 第 3 委員会室

---

## 1 議会の活性化について

( 1 ) 活性化項目の検討期間について

( 2 ) 検討項目の追加について

( 3 ) 詳細の検討について ( 検討項目 1、8 )

## 2 その他

( 1 ) 次回の日程について ( 議会の活性化についての検討 )

議会活性化検討項目一覧

	分類	会派	新項目名称	検討結果	検討期間	備考
1	住参	新清	市議会モニター制の導入	検討継続	中期	
2	情公	新清	議場での写真等撮影許可制の見直し	実施しない		
3	情公	緑風	一般質問の掲載スペースの充実 (議会だより)	検討継続	中期	
4	機強	新清	議員報酬の検討	検討継続	長期	
5	機強	新清	交通手当の支給及び政務活動費の増額	検討継続	長期	
6	機強	共産	一般質問時間の見直し	検討継続	中期	
	機強	公明				
7	機強	共産	代表質問の毎定例会実施	実施しない		
8	機強	緑風	予算・決算の審査方法の見直し	検討継続	短期	平成28年度当初予算 審査に関わる
	機強	公明				
	機強	無会				
9	機強	公明	通年議会の実施	検討継続	長期	
	機強	無会				
10	機強	公明	政治倫理条例の見直し	検討継続	長期	
11	機強	公明	大学との政策連携	検討継続	中期	

A	情公		政務活動費の領収書のホームページへの掲載等	(新規)	短期	議会運営委員会に付託(H27.9議会)
B	情公		インターネット中継等における手話の実施	(新規)	長期	
C	機強		会議規則改正(出席に係る欠席届)	(新規)	中期	

検討期間

短期間で対応するもの  
 中期(1年～2年程度を目途)に対応するもの  
 長期(16期議員任期中を目途)に対応するもの



## 「亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例」についての要請書

2015年8月13日

亀岡市議会議長 西口純生様

市民ウォッチャー・京都

京都市伏見区御堂前町617-1 山京桃山ビル3階

京都南法律事務所内 電話 075-604-2133

代表 森 裕之  
事務局長 井 関 佳 法

## 要請の趣旨

- 1 亀岡市議会ホームページに政務活動費の収支報告書だけでなく領収書等の写しを掲載して下さい。これらをDVDに記録し希望する者に交付してください。
- 2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例を改正し、政務活動費に関する収支報告書を提出する際、領収書等に加えて会計帳簿の添付を義務付けて下さい。会計帳簿も、ホームページに掲載し、希望する市民に交付するDVDに記録してください。

## 要請の理由

昨年7月、兵庫県議会でも不適切な政務調査費・活動費の支出のあったことがマス・メディアに報道されました。他自治体でも議員による政務活動費の不適切な支出のあったことが報道されています。

市民の市議会に対する信頼を取り戻すためには、政務活動費の全体像についてより容易に知ることができるようにすることが必要であると考えます。

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則では、政務活動費の交付を受けた会派は、会計帳簿を作成し保管することが義務づけられています。会計帳簿は、内容は領収書等と同じですが、一覧性があるため支出の明細をチェックするのに大変便利です。しかし、収支報告書に添付して提出することが義務づけられていません。

この会計帳簿を領収書等と同じように議長に提出することとし、市民が閲覧できるようにすれば、市民は今よりもずっと容易に、政務活動費の全体像を知ることができます。

しかも、会計帳簿の内容は、領収書等の内容と同じですから、議員はこれによって今まで以上の情報の公開を求められるわけではありません。また、会計帳簿は施行規則によって作成・保管しなければならないこととされているのですから、今まで以上に事務の負担が増えることもありません。

どのような観点から見ても、会派が会計帳簿の提出・公開に消極的になるような根拠はないのです。

政務活動費に関するホームページ上での情報提供を充実させることが必要です。現在は、収支報告書しか掲載されていませんが、これだけでは具体的な用途や問題点を検討することができません。同添付の領収書等、さらに前述の会計帳簿をもホームページに掲載することで透明度を格段に高めることができます。こうすることで、亀岡市役所から遠く離れて住む人も、平日の昼間に亀岡市役所を訪れる余裕のない人も、政務活動費の情報を簡単に知ることができるようになり、市議会への信頼を高めることにつながります。



会計帳簿や領収書等を公開し、議会のホームページに掲載する自治体も出てきています。亀岡市議会でも、要請内容を汲んでいただいでぜひ実施していただきますようお願いいたします。

## 京都府下各市議会政務活動費の公開状況

	HPへの掲載状況	公開要請を受けての対応
京都府議会	会派と個人の支出報告と主たる支出内容	
京都市会	全体の支出一覧表	要請書送付なし
福知山市議会	支出状況の掲載なし (議会だよりの中に収支報告書を掲載)	今後、検討する 具体的な検討の日程は未定
舞鶴市議会	会派ごとの収支報告書	現在、具体的な対応は考えていない。
綾部市議会	支出状況の掲載なし (議会だよりの中に収支報告書を掲載)	今後、開示の方向で検討される と思われるが、具体的な検討日程は未定
宇治市議会	会派ごとの収支報告書と実績報告書	今後、検討する 具体的な検討の日程は未定
宮津市議会	会派ごとの収支報告一覧表と主な支出内容	議長まで見てもらったという状況 今後の対応は未定
亀岡市議会	会派ごとの収支報告書と一覧表	
城陽市議会	会派ごとの収支報告書と一覧表	9月議会の幹事会で今後の方向性を協議する予定
長岡京市議会	会派ごとの収支報告書	9月議会の議運で諮って、本会議で要望書という形で全議員に配付済 今後の議運で、議会改革の項目にあげてはどうかという検討が始まる予定
向日市議会	会派ごとの収支報告書と一覧表	本会議や委員会では取り扱っていない 9月議会初日に、議場で全議員に配付済 各議員から声が上がれば活性化でという対応になるが、事務局としては、今は何もない
八幡市議会	使途基準の掲載あり、支出報告なし	9月議会の議運に提出し、今議会で検討予定
京田辺市議会	会派ごとの収支状況	陳情要望扱いで、9月議会の議運に提出する
京丹後市議会	政務活動費の支給は今年度から	要請書送付なし HP掲載は今後検討する
南丹市議会	会派ごとの収支報告書	今後、検討する 具体的な検討の日程は未定
木津川市議会	会派ごとの収支報告一覧表	今後の対応については検討していない



全議M1第12号  
平成27年5月28日

各市議会議長 殿

全国市議会議長会  
会長 佐藤 祐文

標準市議会会議規則の一部改正について

去る5月26日に、有村治子女性活躍担当大臣は、「女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、より良い住民サービスを実現するため、標準市議会会議規則において出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けていただくことを検討願いたい。」旨を本会に要請しました。

これを受け、本会では、直ちに標準市議会会議規則の一部改正を別添のとおり同日付で行いましたので、通知いたします。

つきましては、各市議会におかれては、今回の標準市議会会議規則の一部改正による各市議会の会議規則を改正した際は、市議会における女性の活躍に対する取組を住民に理解していただくため、これを議会だより等で周知して下さるよう、お願い申し上げます。

【問合せ先】

全国市議会議長会 調査広報部  
TEL 03-3262-2303

## 標準市議会会議規則の一部改正について

### 【改正趣旨】

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）の一部を改正するもの。

なお、委員会の欠席（同規則第91条）についても同様の改正を行うもの。

### 【改正文】

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

## 標準市議会会議規則の一部改正について

### 【改正趣旨】

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）の一部を改正するもの。

なお、委員会の欠席（同規則第91条）についても同様の改正を行うもの。

### 【改正文】

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。



## 標準市議会会議規則の改正部分新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.1	市議会モニター制の導入		新清流会
H27.7.10	意見等	○ 必要性などを検討していきたい。	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モニター制度の設置により、議会に意見がどう反映されたのかが分かればと考えている。</li> <li>○ 無理に傍聴に来てもらっても効果があるのか。また、続けていけるのかなどの不安がある。</li> <li>○ 具体的にどの組織に依頼するかなど運用の形をつくって取り組めばよいと考える。</li> <li>○ 市民を(モニターとして)固定して議会に傍聴に来てもらえるようにしたい。</li> </ul>	
	結果	手法を具体的につめていく必要がある。	検討継続
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.2	議場での写真等撮影許可制の見直し		新清流会
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人をターゲットにして、動画撮影される可能性があることも考慮すべき。また、シャッター音なども考慮する必要がある。</li> <li>○ 従来通り許可をとった者が撮影できることとしたい。</li> <li>○ 悪用される可能性があり、ある程度の規制が必要と考え検討したい。</li> <li>○ 議員は議場でソーシャルネットワークを使用することは禁止されており、その部分も含めて検討しなければならない。</li> <li>○ 議会改革度のランキングはあがるかもしれないが、慎重に検討すべき。</li> </ul>	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 写真が必要であれば事務局が撮影しているものを使用すればよい。撮影される方の目的もはっきりしないし、全面解禁すれば撮影された画像をどう利用されるかも分からない。現行どおりでよい。</li> <li>○ 現行どおりの取り扱いでよい。このことは情報公開につながるものとは考えられない。これ以上の検討は不要。</li> </ul>	
	結果	これまでの議論の結果、実施しないこととする。	実施しない
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.3	一般質問の掲載スペースの充実(議会だより)		緑風会
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ No.165以降の発行については、議長・副議長、監査委員以外の全議員が質問した場合も1ページに3人掲載できるようにしている。</li> <li>○ 24ページの予算要求をしてはどうか。</li> <li>○ ページ数が多くなれば市民に読んでもらえないようになる恐れもある。広報広聴会議で検討していただき充実した紙面作りをお願いしたい。</li> <li>○ 一般質問の意図が現状のページ数のままでは伝わらない。</li> <li>○ 議会全体の問題であり、広報広聴会議で議論することではない。</li> <li>○ ページを増やすことには賛成できない。詳細に一般質問を掲載するのであれば、議員各自の広報紙を発行して掲載すればよい。議会だよりとしては、議会の審議の経過などを掲載するものである。</li> </ul>	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会として増ページを予算要求すればよい。市民に議会だよりを実際に読んでいただけるかは不安もあるが議論していけばよい。</li> <li>○ 議員の質問は大事なもの。正確に広く伝えることが必要である。どれだけのスペースを確保していくかを議論することもあわせてページ増すればよい。</li> <li>○ 見やすさ、分かりやすさが重要。細かく掲載することも大事だが、文字数が多くなれば読んでもらえなくなる。ページ数は増やさず内容を工夫すればよい。</li> <li>○ 議会だよりは議会での議論の内容をピックアップして掲載する方がよいとのこれまでの議論の経過があり現在の形になってきた。広報の手法も含めて時間をかけて検討していけばよい。</li> <li>○ 議運から広報広聴会議に投げかけていくなれば、どのような内容を検討すべきかを具体的に議論いただいておきたい。</li> </ul>	
	結果	会派で十分検討しまとめたうえで、次回以降に検討したい。	検討継続
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.4	議員報酬の検討		新清流会
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 15期議員で検討してきた経過もあり継続して取り組みたい。</li> <li>○ 報酬を上げる状況ではないと思うが検討していけばよい。</li> <li>○ 定数も含めて常に検討としたい。</li> <li>○ 以前より下がっており、以前の基準に戻す等の検討が必要と考える。</li> </ul>	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年の報酬審議会での議論により議員報酬を引き下げることとなり10年が経過しようとする。15期議員で検討し現行どおりとされたが、16期議員として新たな議員の意見も取り入れて引き続き検討していきたい。</li> <li>○ 任期が新たになったら一度は検討するべき。</li> </ul>	
	結果	報酬は議員自身の身分に関わること。引き続き検討としたい。	検討継続
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.5	交通手当の支給及び政務活動費の増額		新清流会
H27.7.10	意見等	<p>(交通手当の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以前は定額であったが、実際の距離に応じた実費支給にしてはどうか。どの会議を支給対象とするかは検討すればよい。</li> <li>○ 以前は本会議、常任委員会があるときには支給されていた。以前よりも、委員会の回数が増えているのが現状。</li> </ul> <p>(政務活動費の増額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 詳細を検討したい。</li> </ul>	
	結果	検討継続	
H27.8.18	意見等	<p>(交通手当の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支給するなら距離に応じて実費支給すればよい。</li> </ul> <p>(政務活動費の増額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政務活動費は詳細の用途内容まで検討して、何にどのように使うかを議論したい。</li> <li>○ 予算としては多く計上しておき、不要であれば使わずに余らせればよい。増額して用途の詳細等目的を明確にして引き続き検討したい。</li> </ul>	
	結果	検討を継続する。 検討継続	
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.6	一般質問時間の見直し		共産 公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状は議員側から答弁時間がどれくらいかかるかは推し量れない。答弁の際には要点をまとめていただき、持ち時間を決めていきたい。</li> <li>○ 理事者が長い答弁をして質問時間が短くなるのはいかがかと思う。理事者の答弁時間に関係なく議員の質問時間を確保していきたい。</li> <li>○ 短い質問に対して長い答弁を繰り返す場面があったため、質問と答弁をあわせて45分とした。現状のままでよい。</li> <li>○ 議員が簡潔に質問することで運用すればよい。現状のままでよい。</li> <li>○ 現状のままで、議長の議事整理において簡潔な運営するのがよい。</li> <li>○ もうしばらく様子を見て判断したい。</li> </ul>	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体の持ち時間45分を変更することはできないと思うので、45分の内25分は議員の持ち時間として確保していきたい。</li> <li>○ 理事者答弁については時間の規制がない。理事者によっては長い答弁をするので、議員の質問時間を決め、議長の采配によって質問時間が45分でまとまるように調整をしていただきたい。</li> <li>○ 概ね20分の枠で質問できているなら、後は議長の采配でお願いしたい。</li> <li>○ 実際は議長の采配では無理なのではないか。概ね議員は自分の質問時間(20分)を使っていると思う。</li> </ul>	
	結果	検討を継続する。	検討継続
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.7	代表質問の毎定例会実施		共産
H27.7.10	意見等	○ これまで(前期)の議論が戻ってしまうので検討課題としたい。	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<p>○ 亀岡市議会では会派を結成し運用しているので会派の代表質問を行うこととしたい。実施するかしないかは各会派で選択すればよい。</p> <p>○ 代表質問は現行の3月定例会のみ実施することを継続すればよい。</p> <p>○ 前期の議論では、府下の他市においての代表質問実施状況を考慮する中で、代表質問と個人質問の棲み分けができていなかったことを踏まえ、代表質問を年1回のみ実施することとした。年1回実施することにより。</p> <p>○ 現状のとおりでよい。</p>	
	結果	現状の手法で実施していく。	実施しない
	意見等		
	結果		



# 議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.8	予算・決算の審査方法の見直し		緑風 公明 無会派
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算を審査した委員が決算も審査できるようにしたい。</li> <li>○ 予算及び決算特別委員会を全員で審査する常任委員会にして審査したい。</li> <li>○ 決算審査、予算審査どちらも全員で審査することとしていきたい。詳細は分科会で審査し、最後は全体会で審査したい。委員は議長、監査委員を除く。</li> </ul>	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算審査をした委員が決算審査も実施できるようにしたい。隔年実施としたいが4年の任期内のことであるので工夫する必要がある。もしくは現状維持とするかで考えたい。</li> <li>○ 本市議会で決算審査を行っている手法により全員で議案審査する予算・決算の常任委員会を実施したい。3常任委員会は分科会として審査を行う。</li> <li>○ 予算・決算特別委員会において分科会方式で審査する方が分かりやすい。</li> <li>○ 予算常任委員会として実施すると補正予算もすべて審査することになり、予算常任委員長の権限が強くなりすぎるのではないか。この点の議論を省いて移行できない。従来の3常任委員会の議決事項を減らすことになる。</li> </ul>	
	結果	各会派で十分検討を。	検討継続
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.9	通年議会の実施		公明 無会派
H27.7.10	意見等	○ 会派で検討したい。	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じていつでも本会議が開けるよう通年議会としていきたい。市長の専決を回避し議会としての意見を反映させるよう取り組んでいきたい。</li> <li>○ 通年議会には概ね賛成であるが、詳細は会派内で結論が出ていない。</li> <li>○ 前向きに検討したいが、各定例会のメリハリはつけたい。臨時で本会議を開催する場合、例えば議員活動を行う際議員自身が遠方に行っている場合等の対応を憂慮する。</li> <li>○ 臨時議会を開いて対応できている現状も踏まえる必要がある。また、議員、理事者の出席等について調整が必要となると考える。</li> <li>○ 通年議会の目的の意思統一を全議員で行わないとまとめられない。</li> </ul>	
	結果	各会派で十分検討を。	検討継続
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.10	政治倫理条例の見直し		公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親族は市の請負業者になってはいけないとされている。親族の中には自治会で役職を持っていて、建物の管理委託の当事者になること等があり、明確にしたい。</li> <li>○ 具体的に役職を出して検討していかなければならない。現在の政治倫理条例に例外規定を設ける方法等を考えつつ内容を詳細に検討したい。</li> </ul>	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員の兼業についても、どういったことが禁止対象になるのか、政治倫理条例の内容を明確に分かりやすく整理していきたい。</li> <li>○ 第4条、第5条で具体的な事例を出してどこが悪いのかを検討したい。</li> </ul>	
	結果	禁止の対象事例を明確に出して議論する。	検討継続
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.11	大学との政策連携		公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参考人の活用が第一歩と考える。本市議会で導入する必要性を検討したい。</li> <li>○ 議員研修の講師等と顧問契約を結ぶなど考えたい。京都学園大学や京都大学などと連携できるか検討したい。</li> <li>○ 政策については連携すればよい。議会改革など議会内部のことまで連携する必要はない。議会のことは議員で決めればよい。</li> </ul>	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アドバイザーやサポーターという形で関わりを持つこととしておいて、一方で学生にも参加してもらえるように議論を継続してはどうか。</li> <li>○ 学生とわがまちトークができればよいと考えた場合、大学と協定があれば実施しやすいと考えている。議会活性化の検討のときにも一緒に検討できればよい。</li> </ul>	
	結果	具体的な形を示して検討を継続する。	検討継続
	意見等		
	結果		

## 市議会モニター制度に関する調整事項

	項目	内容
1	制度の名称	
2	モニターの仕事 (目的)	(1)
		(2)
		(3)
		(4)
		(5)
		(6)
		(7)
3	募集人数	
4	資格	
5	募集方法	
6	選考方法	
7	任期	
8	報酬または報償	